

第20回JDA秋季ディベート大会 判定用紙

日付: 2017年11月12日

試合会場

決勝

肯定側:

~~Art~~ Art

否定側:

IF

判定理由・コメント

Art: 「義務」の前提が人権・私的生存であり、

それに対して生命を認めない ~~それは生命を認めない~~
といっているから

(Dの積極・消極との合わせて校勘あり)

・「否」= 厳しいキーワード、AP= ゆるゆるキーワードという点も違う。

・Dは比較が相手が違えばと云え、効率という

Negの基準を否定し切れず

Neg: 受け入れ先があるが不明確だから外してあげた。

2017年の効率性はあり、完全には校勘がないが、
(一日校勘のために終わりにして) Artの主張はその通り)
一定程度あり

この試合における勝者は:

Neg IF

審査員署名:

第20回JDA秋季ディベート大会 判定用紙

日付: 2017年11月12日

試合会場

決勝

大教室

肯定側:

Ave of Argument

否定側:

IT

判定理由・コメント

Case: ✓ 難民を救済すべき義務がある(七命権を(平等の権利))。あるいは
 あるいは、94の decision rule になるのも正しい
 → 問題は、かゝる義務を何年経ていってどうせ決まると受けるか
 (CPの年、その道徳がどこまでか?)
 あるいは、義務を何年経ていってどうせ決まると受けるか
 (CPの年、その道徳がどこまでか?)
 と整理された?

Counterplan: 1. チェンノの道徳的選定のプランは実行可能性の点で問題がある
 b/c ① 具体的な管入先の決定が難しい。Appeal, あるいは
 手配しているAppealの決定が難しい
 ② 金銭的負担が大きいという点(2Mのevidenceが必要)にかかると
 につき、CPも負担が大きい「2Mのevidence」を出して受け入れるのか? 不明
 2. 完全拒絶 (counterplan (Justification?)) は (as per 出ている) 拒絶に等しい
 難民を救済すべき(受容にすべき)という主張を撤回しない
 ☆ 拒絶に似てCPと似ているが、CP自体は難民が受容に似ている
 b/c ① 拒絶に似て難民を救済するという点(消極的)の点、(受容に似ている)
 難民を救済する(積極的)に似ている
 ② 拒絶に似てAppealも金銭的負担は?
 ③ 金銭的負担という点でCPと似ているのか? (これは少し違う(拒絶))
 この試合における勝者は: Appeal: Ave of Argument

審査員署名: